

介護保険サービス

在宅サービス

訪問を受けて利用するサービス

※ **地域密着型**：地域密着型サービスは原則、室蘭市民の利用のみ

訪問介護(ヘルパー) 要介護1～5

ホームヘルパーが家庭を訪問し、できるだけ居宅で、本人の能力に応じ自立した日常生活が営めるように、食事・排せつなどの身体介護や、掃除・洗濯などの生活援助を行います。

(要介護1以上の人は通院などを目的とした乗降介助も利用できます。)

訪問入浴介護 要介護1～5 要支援1・2

入浴が困難な寝たきりの人などの家庭に、浴槽を積んだ入浴車で訪問し、入浴の介助を行います。

訪問 リハビリテーション 要介護1～5 要支援1・2

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が、家庭を訪問し、リハビリをします。

訪問看護 要介護1～5 要支援1・2

看護師などが家庭を訪問し、病状を観察したり、療養上の世話や診療の補助を行います。

居宅療養管理指導 要介護1～5 要支援1・2

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが家庭を訪問し、在宅療養上の管理や指導を行います。

サービス事業所に通って利用するサービス

通所介護(デイサービス) 要介護1～5

日帰りでデイサービスセンターに通い、食事・入浴など日常生活上の世話と機能訓練などのサービスを受けます。

通所リハビリテーション(デイケア) 要介護1～5 要支援1・2

日帰りで医療機関や老人保健施設などに通い、リハビリテーションを受けます。

地域密着型通所介護 (地域密着型デイサービス) 地域密着型 要介護1～5

定員18名以下の小規模なデイサービスセンターで、食事、入浴など日常生活上の世話と機能訓練などを受けられます。

認知症対応型通所介護 地域密着型 要介護1～5 要支援1・2

認知症の人を対象に専門的なケアを提供する通所介護です。

在宅での生活を支えるサービス

住宅改修費 要介護1～5 要支援1・2

手すりの取り付けなどの改修費として20万円を上限に、利用者負担分の1割～3割(8ページ参照)を除いた金額を申請により支給します。

- ・廊下や階段、浴室などの手すり取り付け
- ・段差解消のためのスロープ取り付け
- ・滑り防止のための床材変更
- ・引き戸への扉の取り替え
- ・和式から洋式への便器取り替えなど

◎注意事項

- ・本人が住民登録をしている家屋が対象となります。
 - ・工事前に市の事前審査が必要になります。
- 事前申請を行わずに改修工事をされたものには、改修費用を支給できません。工事を始める前にまずはケアマネジャー、地域包括支援センターなどにご相談ください。



特定福祉用具 要介護1～5 購入費 要支援1・2

日常生活の自立に必要な用具について、購入費として1年間10万円を上限に、利用者負担分の1割～3割(8ページ参照)を除いた金額を申請により支給します。

- ・入浴補助用具
- ・腰掛便座
- ・特殊尿器 など

◎注意事項

- ・指定事業者から購入しなければ介護保険給付の対象になりません。ケアマネジャー、地域包括支援センターなどにご相談ください。

福祉用具貸与 要介護1～5 (レンタル) 要支援1・2

心身の状態に応じて、日常生活の自立を支援する用具(ベッド、車いすなど)の貸与(レンタル)を行います。介護度・心身の状態により、対象外種目があります。

